



# サイバー犯罪 (1)

情報技術を悪用した犯罪に注意

## 情報技術を悪用したサイバー犯罪の現状とは？

**Q** 私はインターネットを利用して、オークションに参加をしたり、ゲーム・チャットしたり、ネット・バンキングで送金したりと、パソコンを使わない日はありません。最近、新聞やテレビ、雑誌において、信じられないような手口の犯罪が発生していることを聞くにつけ、怖くなってきました。どうしたらよいのでしょうか。

**A** インターネットの普及に伴い、情報技術を利用する犯罪が急増しています。このサイバー犯罪に対して、警察庁や都道府県警察は取締体制を強化すると共に、関係省庁や関係団体との連携を推進しています。しかし、一向に改善される気配がないばかりか、深刻さを増

すばかりです。高度情報化社会の進展を阻害することのないよう、一人ひとりがサイバー犯罪の実態を知り、自らの財産と身体を守る対策を慎重に立てる必要があります。

敵を知らずして効果的な対策を立てることはできません。まず、サイバー犯罪の現状について説明します。次に主な手口と対策について、回を分けて説明します。

### 1 サイバー犯罪の状況

二〇〇六(平成十八)年二月、警察庁は昨年度の「サイバー犯罪の検挙件数及び相談受理状況」について公表しました。

(1) サイバー犯罪の検挙件数(表1「サイバー犯罪の検挙件数」)

サイバー犯罪の検挙件数は三二六一件となり、初めて三〇〇〇件を超えました。前年度より一〇八〇件、約五割も増加しています。中でも詐欺が一四〇八件で最も多く、前年度と比較し約六割の増加となっています。特に、虚偽の商品情報をインターネットのオークションに掲載し、落札者から代金を騙し取るネットオークション詐欺が全体の約九割にはなっています。

次いで、不正アクセス禁止法違反が二七七件で、前年度より約九割強の増

加となっています。詐欺と比較して発生件数は少ないものの、高度なIT技術を利用して他人になりすまし、他人の管理するコンピュータに侵入する事件が発生しています。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪は七三件で、前年度より約三割の増加となっています。

(2) サイバー犯罪の相談件数(表2「サイバー犯罪の相談受理件数」)

都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口などが受理した相談受理件数は八万四一七三件で、前年度より一万三五五九件、約二割強の増加となっています。

内訳をみると、架空の有料サイト料金を請求するような悪質商法に関する相談が四万一四八〇件で、前年度より約二割の増加と最も多く、次いでインターネット・オークションに関するものが一万七四五一件で、前年度より約一割強の増加となりました。

掲示板へ書き込みをして他人の名誉を毀損したり誹謗中傷をしたものが五七八二件で、前年度より約五割強の増加、迷惑メールに関するものが三九七五件、不正アクセス、ウイルスに関する相談も増加しています。

次に、サイバー犯罪に関して相談が多く寄せられているケースについて、紹介します。

### 2 サイバー犯罪に関するケース・スタディ

(1) 詐欺  
① 有料アダルト・サイト利用による架空請求

利用した事実もないのに、「最終通告」と題して「アダルト・サイトを見たから金を払え」と、電子メールで利用料金を請求。さもサイトを利用し料金未納の事実があると誤信させ、お金を騙し取ったケース(詐欺)。

② インターネット・オークションへの架空出品  
他人のID・パスワードを不正に入手した後、プリペイド・カードを使用してインターネット・オークションサイトに不正にアクセスし、ありもしない架空の製品を出展。商品を落札した

者から代金を騙し取ったケース(詐欺、不正アクセス禁止法違反)。

### (2) 不正アクセス

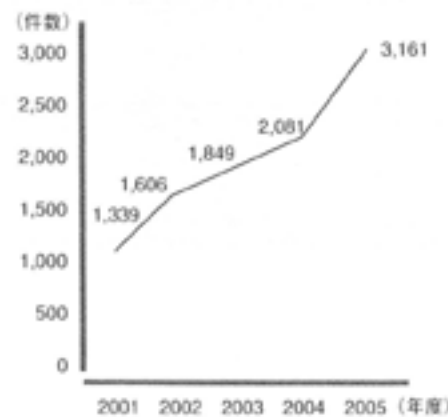
ISP事業者(インターネットサービスを提供する会社)が運営するホームページとそっくりの認証画面を作成し、これを本物と誤信した閲覧者のID・パスワードを取得(Phishing・フィッシング)。このID・パスワードを使用してISP事業者が運営する本物のサイバーにアクセスしたケース(不正アクセス禁止法違反、著作権法違反)。

### (3) 有害情報

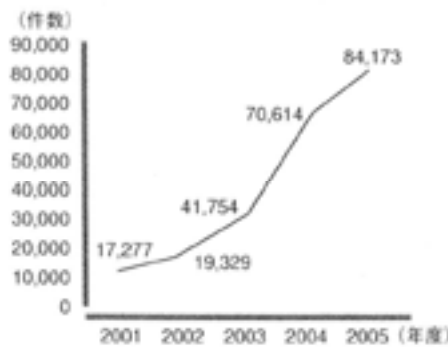
① ゲームサイト内に設置されたチャットを使って、一八歳に満たない児童であることを知りつつ、「お金をあげる」と言って少女を買春したケース(児童買春・児童ポルノ法違反)。

② 化粧品販売を装ったホームページを

〈表1〉サイバー犯罪の検挙件数



〈表2〉サイバー犯罪の相談受理件数



※現在、サイバー犯罪に関して相談したい方は、「警察庁 インターネット安全・安心相談システム (http://www.cybersafety.go.jp)」で受け付けています。インターネット上の基本的な情報提供を行っています。

(5) 名誉毀損・誹謗中傷  
芸能人の顔写真を全裸写真と合成し、不特定多数人が閲覧できる状態にして、内容虚偽の事実を摘示したケース(名誉毀損)。

(2) 著作権者の許可なく、ファイル交換ソフトを利用して、アプリケーション・ソフトを不特定多数の者が利用できる状態にしたケース(著作権法違反)。

(4) 違法品  
① インターネット・オークションを利用して偽ブランド商品を販売。これによって他人の商標権を侵害したケース(商標法違反)。

② 著作権者の許可なく、ファイル交換ソフトを利用して、アプリケーション・ソフトを不特定多数の者が利用できる状態にしたケース(著作権法違反)。

③ インターネットの掲示板を管理する者が、性器や性交シーンを撮影した動画データを掲示したケース(わいせつ物頒布)。

④ インターネットの掲示板に「〇×学校をエアガンで襲う」旨の書き込みをし、授業を中止させたケース(威力業務妨害事件)。

使って、わいせつな図画や児童ポルノ写真を収録したDVDやビデオテープを販売する目的で、自宅にわいせつ図画や児童ポルノ写真を所持していたケース(児童買春・児童ポルノ法違反、わいせつ図画販売目的所持)。

⑤ インターネットの掲示板を管理する者が、性器や性交シーンを撮影した動画データを掲示したケース(わいせつ物頒布)。